

第 21 号様式（第46条関係）（平16国交令61・全改、平18国交令12・平20国交令100・一部改正）

(一)

船 種 及 び 船 名

船舶番号・船舶検査済票
の番号又は漁船登録番号

船 籍 港

船 舶 所 有 者

船 舶 検 査 手 帳

年 月 日 交付

管海官庁（氏 名）印

(二)

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日及び管海官庁
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印

$$(\equiv)$$

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

[illegible]

(四)

(3) ドック入れ又は上架の記録

時 期	場 所	船底、かじ及びプロペラの状態
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

- (注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。
- 2 この記録は、船底、かじ及びプロペラの検査を受けるためドック入れ又は上架をした場合は、記載を要しない。
- 3 船舶安全法第8条の船舶については、記載を要しない。

(五)

(4) 保守の記録

時 期	船体の部分又は 物件の名称	保守の内容	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年			

月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

- (注) 1 この記録は、船舶所有者が記載すること。
- 2 この記録は、検査を受けた事項について変更をした場合又は変更が生じたため修理等をした場合にその内容を記載すること。ただし、当該変更について臨時検査を受けるべき事由が生じた場合は、記載を要しない。
- 3 船舶安全法第8条の船舶の同法第2条第1項各号に掲げる事項については、記載を要しない。

$$\left(\frac{r}{\wedge}\right)$$

(5) 検査の記録

(イ) 記 事

主機の連続最大出力

kW

This image shows a full page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. Near the bottom, there are two parallel wavy lines indicating where the paper can be torn out. The left edge of the paper has a slight shadow, suggesting it's part of a bound notebook.

(ロ) 船舶検査証書

第 号

総トン数の長さ	
用途	
船舶所有者	
有効期間	年 月 日まで
航行上の条件	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶) (にあっては、その旨)	
最大搭載人員	
制限気圧	
満載喫水線の位置	
区画満載喫水線の位置	
木材満載喫水線の位置	
その他の航行上の条件	

(七)

(6) 履歴記録

(i) 船舶の要目

旗国	
船舶が初めて登録された日	
国際海事機関船舶識別番号	
船名	
船籍港	
船舶所有者（船舶所有者が複数存在する場合はすべての者の）の氏名又は名称及び住所	
国際海事機関船舶所有者識別番号（船舶所有者が複数存在する場合はすべての者の番号）	
船舶借入人（船舶借入人が複数存在する場合はすべての者の）の氏名又は名称及び住所	
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則第2項に規定する会社の名称及び住所並びに安全管理を実施する場所	
国際海事機関会社識別番号	
船級の登録を行っている機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する適合書類又は臨時適合書類を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第9章第1規則に規定する国際安全管理規則に規定する安全管理証書又は臨時安全管理証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	
1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第11章の2第1規則に規定する船舶及び港湾施設の保安国際規則第A部に規定する船舶保安証書又は臨時船舶保安証書を交付した機関及び当該交付に係る検査を実施した機関	

(ii) 1974年の海上における人命の安全のための国際条約に基づく履歴記録

(注) 様式及び記載方法は、国際海事機関の定めるところによる。